

司法制度改革と日弁連新会長

—— 日弁連は法曹養成制度の改革を逆行させるのか？ ——

萩原金美

(弁護士・神奈川大学名誉教授)

1 はじめに

『文芸春秋』2010年5月号に新しく日本弁護士会会長に選出された宇都宮健児氏が「日弁連新会長が訴える『弁護士の貧困』」と題する文章を発表された(以下、「論説」という)。私は不敏にしてサラ金等多重債務問題に関する画期的業績で著名な氏が、その経歴からすれば意外と思われる日弁連会長選に何故立候補したのか、そしてまた会長としてどんな司法制度改革に関する見解を有しているのかについて知らなかった¹⁾ので、早速同誌を購入して上記論説を一読してみた。そうして私は時計の針が10年以上も逆戻りしたような錯覚を覚え、長嘆息せざるを得なかった。市民派弁護士として終始一貫「消費者そして社会的弱者の権利擁護」²⁾のために尽瘁してきた氏を尊敬する点において私は人後に落ちないつもりである。しかし、この国の司法をより良くするために——ということは、すなわちこの国の消費者、社会的弱者の権利擁護を強化することでもあるが——、あえて氏に対する厳しい批判的言辞を含む本稿を草せざるを得なくなった。私も馬齢を重ねてすでに79歳、尊敬に値する人を誣めるような言を吐くことはしたくない。しかし、多年司法制度改革に関する考察を続けてきた一裁判法研究者として、また法曹・弁護士の一人として本稿を書くことは自分の義務に属すると考えた次第である³⁾。

2 立候補の背景・動機について

宇都宮氏は、冒頭で新人弁護士の就職難に関

するエピソードを紹介し、弁護士人口の増加がもたらす弁護士による消費者被害という悪影響を指摘したうえで、立候補の背景についてこう説明する。「私を日弁連の会長選にと推す動きが地方の弁護士会から強まったのが昨年だった。もともと私は会長になろうなどと考えていなかった。だが、私を推す有志グループが各地に展開され打診が相次いだ。一方、私自身いまの弁護士界を巡るひどい問題を眺めるにつけ、これは受けて立つにふさわしい仕事だという認識に転じた。それが会長選に私が名乗りを挙げた背景である。」

しかし、この引用からは氏の率直な心情は伝わってくるものの、これでは失礼ながら、氏は長年にわたる司法制度改革の歩みをほとんど理解・検討することなく、その専門分野の多重債務問題の延長線上の問題として日弁連会長選を把握していたように思える。そうでなければ、「これは受けて立つにふさわしい仕事だという認識に転じた」とまで豪語できないだろう。私のように多年司法制度改革の問題の考察に非才を傾けてきた者の目にはいささか安易な認識・決断と映ずる⁴⁾。日弁連という日本の司法制度の重要な一翼を形成する大団体のトップの責任の大きさ、重さを考えると、氏の上記認識の甘さには首を傾げたくなる。私は氏の立候補そして当選を知ったとき、これは派遣村の村長さんが内閣総理大臣になるようなミスキャストではないかという感想を持ったが、上記引用箇所を読んでその感を一層強くした。(ちなみに、氏

は派遣村の名誉村長を勤められた。念のために断っておくが、私は派遣村の村長の職を貶めるつもりは毛頭ない。それはそれで極めて立派な仕事であるけれど、それと首相としての適格とは自ずから異なることを指摘したいだけである。)

3 宇都宮氏の司法制度改革論と司法政策

—その1

宇都宮氏は「基本的な司法制度改革の方向性は間違っていないかと思う。」といい、裁判員制度、法テラス、被疑者に対する国選弁護士制度の導入などを評価しながら、弁護士人口の増加には否定的である。「弁護士数だけが増やされ、市民が司法を利用しやすい環境の整備は、なおざりにされたことで『仏作って魂入れず』になってしまった」ことを批判する。この批判はたしかに当たっている面がある。

司法制度改革の問題点の根源には準法曹問題がある⁵⁾。準法曹すなわち宇都宮氏のいう「隣接士業」の職務は諸外国においてはおおむね弁護士が取り扱う法律業務に属する。現在の日本には約17万人の準法曹が存在する。弁護士と準法曹の数を合算すれば、わが国はすでにフランスなどと十分に匹敵する法曹人口、弁護士人口を有すると主張することも可能である。法曹人口、弁護士人口の国際比較には慎重でなければならない。

比喩的にいえば法律業務の世界は、他の先進諸国ではおむね富士山型（弁護士が各種の法律業務に分岐）であるのに、わが国では八ヶ岳型（弁護士その他の各種準法曹が並列し、所管官庁も異なる）である。しかも準法曹は弁護士法72条に類似する業法の罰則規定によって保護され、その反面所轄官庁の厳重な監督権に服する。そのため、本質的に真の意味で市民に対する法的サービスの提供者たりえない。例えば、わが国には7万人近い税理士が存在しながら、税務訴訟の件数は僅かに年間400件台にすぎない。税理士は納税者の権利擁護の担い手という

よりも税務行政の下請け機関とみることさえできる。準法曹の職種はノンキャリアの公務員の天下り先的な機能も果たしており、このことはとくに税理士や司法書士において顕著である。

このような準法曹の存在は、明治以来のわが国の擬似的法の支配、縦割り規制行政と密接に関連し、抜本的改革は各種の官民の強大な既得権益と衝突する。しかもわが国の大学法学部は準法曹予備軍の大量生産工場としての役割を果たし続けている。あれこれ考えると準法曹問題の解決は困難を極める課題だといわなければならない。

しかし、司法制度改革が法科大学院制度を創出し、法曹人口の大幅な増加を目指すならば、どんなに困難な課題であるにせよ、準法曹問題との取組みは避けて通ることができなかつたはずである。これを怠った司法制度改革は実は仏も十分に作っていないのである。その付けとして弁護士界に生じているのが新人弁護士の貧困問題、弁護士という名の高学歴ワーキングプア問題であり、弁護士人口の増加の負の影響におびえる既成の弁護士の危機感なのである。

では、日弁連・弁護士界は全くの被害者なのか？ そうではない。これはある意味では当然の報いだといえる。少なくとも非の一斑は日弁連の側にある。

法曹人口論の系譜を辿ると、日弁連は常に法曹人口の増加と法曹養成制度の改革に反対してきたことが分かる。激しい社会変動と法的サービスの利用者（市民および企業）のニーズに適切に応えることをしてこなかった。世界でも稀な最高度の弁護士自治と弁護士法72条の業務独占規定に安住してきたのである。ノーブレス・オブリージという言葉は個人のみならず日弁連のような団体にも妥当するはずだと思うのだが。司法審の発足は法的サービスの利用者の側から日弁連に突きつけた最後通牒の意味合いも含んでいたといえよう。

自己宣伝めいて恐縮だが、私自身は、1992年に「法曹人口増加論のために」という小論を

書いて、その中で法曹人口の増加と法曹の職域の拡大とは密接不可分の関係にあることを指摘し、行政事件における指定代理人制度の廃止、法律扶助と国選弁護の拡大、行政や企業における法曹有資格者の雇用の促進などを主張した⁶⁾。上記のうち法律扶助と国選弁護の拡大の問題を別にすれば、日弁連はほとんどシリアスな努力を傾注してきたとは認めがたい。

この小論では司法修習についても言及し、給与制を奨学金制に変えることを主張した。この点は宇都宮氏の論説で給与制の維持が主張されているので、それに対する反論・応答の意味で私の約20年前の文章をそのままここに引いておく。「弁護士になる者が修習終了後なら公的義務を負わないのに（涉外弁護士になろうが、企業の顧問弁護士になろうが自由である）、修習中勉強に専念するだけで国から給与をもらえる、という制度を正当化するのは困難だと思われる。弁護士に聞くといろいろ理屈を並べるけれども、率直にいったとおおむねの市民は理解に苦しむだろう。……任官者は一定期間在職したら返還義務を免除し、弁護士の場合は法律扶助や国選弁護事件を担当するごとに一定の基準で返還額を減額してゆけばよい。以上に該当しない者には、全額利子付きで返還させるべきである。」

読者諸氏に、「司法制度の問題は最終的には国の予算の問題に落ち着く。端的に言えば、予算権限を握る財務省に、その制度改革の必要性を認めてもらわなければいけない」と言い放つだけの宇都宮氏の議論と拙論とを対比して両者の是非をご判断いただきたいと思う⁷⁾。この関連でとくに留意すべきは、給費制と司法試験合格者数の制限とは不可避的に連動しているということである。給費制である以上国家予算の直接的な制約を受けるから、これは当然の話である。その結果として受験生の能力とは無関係な合格者数の調整的操作が行われ、法科大学院教育は崩壊の危機に瀕し、多くの法科大学院学生は合格後の貧困問題が云々される前に法曹への

道を遮断されてしまうのである。合格者＝司法修習生の貧困問題を救済しようとする善き意図に発した給費制維持の主張は、実は法科大学院学生にとって悪魔の語る福音に等しい。「地獄への道は善意で舗装されている。」という有名な言葉を想起せざるを得ないのである。

4 宇都宮氏の司法制度改革論と司法政策 —その2

以下では、訴訟に関連する問題を取り上げるので節を改める。

宇都宮氏のいう民事法律扶助の拡大や提訴手数料の一律定額化は好ましいことである。しかし前者については国家財政の未曾有の悪化の中で限られたパイをどれだけ法律扶助に配分すべきかが問題である。司法の諸問題は大切である。だが、同様にあるいは優先順位としてより重要な問題は沢山あるはずである。我が身に引き付けていえば老人介護の問題などはその一例だろう。最高度の福祉国家とされるスウェーデンの法律扶助も、法律扶助の民営化路線すなわち権利保護保険を第一次的とする制度に移行している。その結果として様々な欠陥も生じているが、それを是正することは財政上なかなか難しいのが現状である⁸⁾。

後者すなわち提訴手数料に関する問題についても宇都宮氏の見解はいささか短絡的である。提訴手数料（印紙代）の累進的増加が提訴抑制の機能を果たしており、とくに明治以来政府によって濫訴抑止の意図で利用されてきたことは内外の研究者によって指摘されているところである。諸外国においては提訴手数料が定額で、しかもかなり低廉であることは氏のいわれとおりである（例えばスウェーデンでは450クローナ、1クローナ15円と多目に換算しても6750円）。この制度の速やかな改革の実現が望まれるが、しかしその結果として、訴訟件数が弁護士人口の増加を吸収しうるほどに増加するかどうかは別論である。また、そのような訴訟件数の大々の増加が国家・社会および司法エネ

ルギーの適正で効率的な利用のために当然に望ましいともいえないだろう。大切なのは訴訟による紛争の適正、妥当、迅速かつ廉価な解決、そしてその現実的可能性を前提とした紛争の防止であって、訴訟件数の増加それ自体ではない。訴訟件数の多寡は一国の司法（訴訟）文化、紛争解決文化と関連する面があり、訴訟社会米国は巨大な例外とみるべきかも知れないのである⁹⁾。

また、裁判官の増員がある程度必要なことは否定できないけれど、これを過大視すべきではない。通常の民事紛争については裁判所を自主的紛争解決のフォーラムとして利用することで足り、必ずしも裁判官数の弁護士数と相関的な増加を必要とするわけではない。少なくとも量的に言えば、紛争解決の主役は弁護士であって裁判官ではないのである。わが国の裁判官数が比較法的にみてあまりにも寡少なことは事実である。しかし、さしあたっては裁判官の大幅な増員よりも弁護士のパートタイム裁判官や非法曹の専門家参審の活用で対処するほうが、裁判機能の充実強化および国家財政への負担軽減の見地からみてベターだと思う。

このように考えると、弁護士の職域は訴訟一辺倒でなく、訴訟外分野が極めて重要なのであって、また法化社会における弁護士需要はそこに存するといえよう。どうも宇都宮氏は裁判所依存の伝統的な訴訟観・弁護士像に囚われすぎているとしか思えない。

なお、刑事司法について一言すれば、氏が評価する裁判員制度や起訴前の被疑者国選弁護制度が順調に機能するためには弁護士人口の増加が不可欠だろう。検察官の増員の問題について現在の私には的確な判断がしかねるけれど、かねて私は訟務検事や副検事の制度の廃止を提案している。この方向で検察官増員問題は解決すべきだ考える¹⁰⁾。

5 結びとして——究極的には何が問題なのか？

すでにかなりの紙幅を費やしてしまい、本稿

は宇都宮氏の論説よりも長大なものになるようで少々気がとがめるが（形式的武器対等という意味では、批判者も同じ程度の紙幅で書くべきだという見解もあろうから）、私の能力不足で寛恕を乞うしかない。それはそれとして、氏の論説を読めば読むほど私にはその内容が時代逆行の説と思えてくる。いったい氏は、司法修習生の給与制など現在の厳しい国家財政の中で市民の支持が得られると本気で信じているのだろうか¹¹⁾。

法曹人口の拡大は日弁連が不承不承にせよ承知したうえで法科大学院制度の創設とワンセットで実施されたものである。それを既成の弁護士の権益が揺るがされることへの危機感から根本的に覆すような政策転換を日弁連が行うことが果たして許されてよいのかが問われるべきである。実は同様の問いは、司法試験制度や司法修習制度の運営当局である法務省や最高裁にも向けられるのであって¹²⁾、司法審意見書が打ち出した法科大学院におけるプロセス重視の教育は今や司法試験の障壁によって崩壊の危機に瀕しつつあるようにみえる。法科大学院出の司法修習生の深刻な学力低下が指摘されているが、プロセス重視の教育効果はどのようにして測定されるのか。それはかなり長期のパスpekティブにおける彼らの実務家としての仕事振りを観察しなければ軽々に判定できないのではあるまいか¹³⁾。もう少し法科大学院の学生と教員を信頼してよいのではないか。法科大学院教育の部外者とはいえ多少その実情を知る者として私はそう思う。

究極的な形で問題を提示すれば、司法審意見書において一発勝負の旧司法試験は否定されたのだから、その延長線上での最終的な法曹養成制度に対する基本的選択として、わが国の法的サービスの多くの分野が一発勝負の試験合格者や天下りの公務員OBによって行われてよいのか、それとも精鋭の法的エリートとしては能力不足な者が含まれるにせよ、法科大学院出身者によって担われるべきかという二者択一の課題

になる。富士の山頂はノッポビルよりも遥かに高いけれど山麓にはそれよりも低い部分が広がっている。司法・行政書士や税理士、社会保険労務士などの業務に特化した弁護士が出現することは差し支えないし、また望ましいことだという見方もできる。現在の準法曹と異なるのは、彼らは公権力に対抗する訴訟代理・刑事弁護の権限（実際にそれを使うかどうかは別として）というキバを有することである。そしてこれが法化社会にふさわしい法専門職の姿だろう。

かつてわが国の弁護士界の先達が弁護士のモデルとして礼賛した英国の弁護士制度は近年激震に次ぐ激震ともいべき変容を経験しつつある。英国では弁護士自治は終焉したとまでいわれる。このような変容の根底には国境を越えた弁護士制度の進化（evolution）¹⁴⁾を促す大きな潮流の存在が看取されるのであって、決して対岸の火事視すべきではない¹⁵⁾。弁護士自治と弁護士法72条に安住してきたわが国の弁護士の世界も根本的な変革を迫られつつある。そしてこれは弁護士界だけの問題ではない。日本の司法文化そのものに大きな影響を与える問題であって、裁判所（官）や検察（官）が弁護士界特有の問題だと思っていたら間違いである。私は10年前に、「狼老年」と非難されるのを覚悟してこのことを指摘したつもりである¹⁶⁾。今でも、いや今一層同じことを声を大にして叫びたい思いに駆られる。宇都宮氏の任期の2年間は、日本の司法にとって決して空費してはならぬ貴重な時間なのである。宇都宮氏の論説に基づく日弁連の政策が実効化されるならば、それはとりわけ新たな法曹養成制度の健全な成長・発展に対する強大な抑止的・萎縮的效果をもたらす。多くの有為な若者が法曹の道を志すことを断念し、ひいては少なからぬ数の法科大学院が壊滅して行くかも知れない。（法科大学院の現実が玉石混淆であることは否定できないにせよ、現在の司法試験の合格者数の多寡を基準として法科大学院の評価を短絡的に決することが妥当だとは思えない。）

宇都宮氏は「私の日弁連会長としての使命は、市民、とりわけ社会的経済的弱者である市民のための司法をつくることにある。」という¹⁷⁾。その言や良し。だが、そのためには弁護士の質・量両面における増強という改革が必要である。グローバル経済のもとでは諸外国の高水準の弁護士に匹敵しうる優秀な企業弁護士（およびその対抗勢力となる弁護士）の養成も喫緊の課題である。企業や市場の法的に健全な発展は、税収を増加させ、安定した雇用を創出・拡大し、ひいては市民の生活の幸福の増大のために不可欠だからである。つまり富士山型の弁護士制度が要求されるのである。「市民目線で第二次司法改革を」というもっともらしいスローガンが、安易な「既成の弁護士の目線で第二次司法改革を」を意味するものであってはならない。

最後に付言する。私は随分宇都宮氏に厳しい批判的言辞を弄したようにみえるかも知れないが、その動機は冒頭に記したとおりであって全く他意はない。日弁連・弁護士界が多くの優れた人材を擁することを私は知っている。日弁連会長としての氏はこれらの人材を活用し、弁護士の既得権益＝市民の利益と錯覚することなく司法制度改革の基本路線を真の市民の目線で実現していただきたい。人一倍優れた貴重な「虫の目」とそれに基づく実行力を備える氏が、それを大切にしながらより広くより長期的な「鳥の目」をもって日弁連会長の重責を全うしてくださることを祈るような気持で願いつつ擲筆する¹⁸⁾。

注

- 1) 従前は選挙戦の過程で各候補者から会員一投票権者宛てに立候補の趣旨・会長としての政策方針などを詳細に説明した文書が送付されてきた。ところが今回の選挙では奇妙なことに宇都宮氏、対立候補者いずれの側からもそのような文書は全く来なかった。あるいはこれは私が弁護士としては引退者に等しい末端の一会員ゆえの例外的現象だったのかも知れないが、ちなみに、老来視力の弱った私はブログなどほとんど閲覧しない。
- 2) 氏は「これまでの私の仕事を一言で言えば、消

- 費者そして社会的弱者の権利擁護であろうかと思う。」という。この引用文を含めて、以下、「」で引用する文章はとくに断らない限り上記論説からのものである。
- 3) 私の司法制度改革に関する主要な論稿は、司法制度改革審議会（司法審）意見書の公表前のは『統・裁判法の考え方—司法改革を考える—』（判例タイムズ社、2000年）、公表後のものは『法の支配と司法制度改革』（商事法務、2002年）に収録されている。
- 4) もっとも、私は歴代の日弁連会長選挙の立候補者がどれほど日弁連会長の職責を的確に把握したうえで会長選に名乗りを挙げたのか知らない。中にはかなりイージーな動機で立候補した人もいる可能性がある。
- 5) 以下の記述については、とくに拙稿「法の担い手の特殊日本の存在形態—“擬似的法の支配”の担い手としての準法曹」佐々木有司編『法の担い手たち』法文化（歴史・比較・情報）叢書⑦（国際書院、2009年）221頁以下参照。準法曹の範囲や数値についてもこの拙稿による。
- なお、小林正啓『こんな日弁連に誰がした？』（平凡社新書、2010年）は、司法審において元日弁連会長の中坊公平委員は、準法曹問題に議論を拡大しようとしたが、座長に牽制されたことを伝える（202頁）。正鶴を得た見解なのだが、従来の日弁連の硬直的な法曹人口増加反対論のゆえに座長その他の委員の共感が得られなかったのだろう。ちなみに、同書は弁護士大増員や司法制度改革に対する明確な是非の言明を避けているが（12頁）、平明にしてクールな論述で日弁連の問題点を解明した好著である。著者は大阪の中堅弁護士。（同書に対しては弁護士の読者の間に様々な反応があると聞く。私自身も著者の所論に全面的に賛同するわけではない。しかし、一読に値する出色の書であることは否定できまい。）
- 6) 拙著『裁判法の考え方』（信山社、1994年）92頁以下。引用部分は同書97頁。
- 7) 本稿執筆中に自由と正義61巻4号（2010年）および日弁連新聞435号（2010年4月1日）が送付されてきたが、前者の「会長就任にあたって」、後者の「就任のご挨拶」においても宇都宮氏は本論考と同様の言説とくに修習資金の給費制維持＝貸与制阻止を主張している。なお、給与制に対しては弁護士界の内部からも疑問が提起されている。小林・前掲書123-124頁参照。
- 8) 拙訳「スウェーデンの法律扶助関係諸法」判例タイムズ1316号（2010年）73頁以下、「スウェーデンの行政訴訟・行政手続関係諸法」神奈川法学42巻2号（2010年）79頁以下参照。なお、氏は生活保護申請などについても諸外国では法律扶助の対象になっているとするが、果たしてそうだろうか。管見の限りスウェーデンの法律扶助関係法令にはそのような規定は存しない。
- 9) スウェーデンのある訴訟法学者は、訴訟文化ないし民事訴訟件数についてスウェーデンは日本と米国の中間にあると述べている。また、国境を接する国であるのに、オランダではドイツに比べて民事訴訟件数が非常に少ないという。後者の点については谷口安平「和解・国際商事仲裁におけるディレンマ」早川・山田・濱野編著『ADRの基本的視座』（不磨書房、2004年）204頁参照。
- 10) 拙著・前掲『法の支配と司法制度改革』50頁以下参照。なお、同書では裁判員制度と刑事裁判官の増員の問題について一応の私見を述べているが、（43頁）、この点は裁判員制度の運営の実態をしばらく観察したうえで改めて私見の当否を再検討させていただくことにしたい。
- 11) 小林・前掲書は1998年の衆議院法務委員会における若林誠一NHK解説委員の大要次のような発言を引用している（108-109頁）。日弁連の臨時総会で法曹人口を増やすと弁護士が金儲けに走って人権が守れないという議論を聞いて驚いた、そんな人権だったら守って欲しくないというのが私を含む新聞社の論説委員などの口を揃えた意見だった。この引用からも給費制に対するマスコミないしその代弁する市民の反情が推知されよう。
- 12) その理由については、小林・前掲書225-227頁参照。
- 13) 私はかつて、占領下の沖縄における大量の法学部卒業者に対する弁護士資格の付与が司法運営、法的サービスの提供に与えた影響の実証的研究が有益であることを指摘した（拙著・前掲『統・裁判法の考え方』60頁）。この点が日弁連などできくに問題視されていないのは著しい負の影響はなかったからではないのか。一発勝負的な試験の厳格化だけで人材の良否が判定できるという幻想を固執すべきではあるまい（ある程度まではそれを必要悪として認めざるを得ないにしても）。
- 14) 桜井邦朋博士（神奈川大学名誉教授・元学長）は「ダーウィンの思想を援用するならば、進化（evolution）には合目的性があるわけではなく、よい方向にも、悪い方向にも同じように、この進化の過程はすすむ。」と述べている（同『日本語は本当に「非論理的」か—物理学者による日本語論』（祥伝社新書、2009年）201頁）。私もほぼ同様の意味で進化という言葉を用いているのであって、必ずしもそれがあべき正しい方向だとまで主張するわけではない。
- 15) 吉川精一「1980年代以降における英国弁護士制度の急激な変容とその背景」法の支配156号（2010年）5頁以下。もっとも、読者への衝撃も意識してか英国の改革の他国に対する波及の有無などについて吉川氏の筆致は抑制的である。（なお、英国における弁護士二元制および弁護士以外の法律サービス提供者（5頁）は、前述した弁護士制度の富士山型、ハッポ型の議論には影響しないと考える。念のため。）
- 16) 拙稿「司法改革と弁護士法72条についてなど」拙著・前掲『統・裁判法の考え方』とくに127-128、136頁参照。
- 17) 氏は弁護士の道を選んだ自己の背景として、愛媛県の漁村に生まれ、そこで農業と漁業を営む家、後に大分の開墾農家で育ったこと、今の時代に生まれていれば弁護士にはなれなかったことを記している。それで私自身のことも書かせてもらおうと、群馬県の農家に生まれ、農業学校（現在の高校）を卒業し、ほとんど大学進学を受験勉強をする時間的余裕を与えられないまま中央大学（旧制）になんとか入学し、半ば僥倖もあって早々と司法試験に合格できたという経歴である。今ならば法曹になるのを断念したかも知れない。しかし私は、

司法試験合格当時の自分が単なる法律バカであった事実などにかんがみ、受験科目の法律の勉強一辺倒で合格でき、かつ幾多の万年受験生の悲劇を生んだ旧制度の司法試験よりも現在の法科大学院制度のほうが遥かに優れていると考える。詳しくは拙著・前掲『続・裁判法の考え方』の参照を望みたい。

- 18) 本稿は宇都宮氏の論説を読了した後ほとんど一気呵成に書き上げたものだが、これを発表すべきかどうかについては少々迷った。というのは、わけても私の畏敬する旧友が宇都宮氏の熱烈なファンで今回の選挙でも氏に1票を投じたと聞いており、この友との長年の友情に亀裂が生ずることなどを危惧したからである。そんな折、たまたま地域の図書館から借覧した江川紹子『勇気ってなんだろう』（岩波ジュニア新書、2009年）を読んで、公表することを決心した。私自身かねて法曹の基本的資質の一つとして勇気の必要性を強調してきたのだが（拙著・前掲『裁判法の考え方』200-201頁）、所詮書齋人の口頭禅だったかと反省する。江川氏の著書の描く私よりも遥かに若い方々の勇気に深い感銘を受けた。弁護士の在り方との関連でいえば、パレスチナ人の人権擁護に献身する、テルアビブで法律事務所を開くユダヤ人若手弁護士の姿はまさに感動的である。また、同書では警察の裏金作り問題を摘発する民間オンブ

ズマンとしての弁護士の活動の一端も紹介されており、弁護士の公共性を考えるうえで示唆に富む。記して著者と同書に登場する勇気ある方々に敬意と謝意を表する次第である。

補記

脱稿後に、東京新聞2010年4月23日（金）夕刊4面で「あの人に迫る 宇都宮健児弁護士」という記事に接した（白井康彦執筆）。ここでも本論考と同様の主張が繰り返されており、「日弁連会長も今までの活動の延長線上にあります。」と明言していることが注目される。また、日弁連会長選への立候補要請と並んで、日弁連の消費者行政関係のメンバーからは消費者庁長官就任への打診があったら受けて欲しい旨要請され、宇都宮氏もその件は受けざるを得ないと覚悟していたこと（結果的にその声はかからなかった）が語られている。